

「青少年健全育成」取り組みの手引き



令和 6 年度 子ども会キャンプ より

令和 7 年 4 月

長野市教育委員会事務局

家庭・地域学びの課

はじめに

本編は、「選択事務実施要領」のうち、青少年健全育成に関する
「選択事務 28 から選択事務 35」についてさらに詳細にまとめ、
各地区における青少年健全育成に関する取り組みのための手引き
として作成したものです。
今後の地域活動に役立てていただければと思います。

令和 7 年 4 月

長野市教育委員会事務局

家庭・地域学びの課

～ 目 次 ～

長野市教育の基本理念・第三次長野市教育振興基本計画	・・・・・	P 3
青少年健全育成に関する事務事業が目指すもの	・・・・・	P 5
選択事務 2 8 青少年健全育成集会等の開催	・・・・・	P 6
・青少年健全育成集会開催のための基礎知識	・・・・・	P 7
選択事務 2 9 地域と学校の連携事業	・・・・・	P 8
・地域と学校の連携事業のための基礎知識	・・・・・	P 10
・地域と学校の連携事業Q & A	・・・・・	P 12
選択事務 3 0 家庭教育講座の開催	・・・・・	P 13
・家庭と地域の子育て講座開催のための基礎知識	・・・・・	P 14
選択事務 3 1 地区における育成会活動の実施	・・・・・	P 16
・子ども会育成会活動のための基礎知識	・・・・・	P 18
・子ども会育成会Q & A	・・・・・	P 18
・市の支援策について（長野シニアリーダーズクラブ、子ども会リーダー研修会、成人指導者の会、成人指導者研修会、「すこやか号」の派遣・工作リスト、長野市子どもわくわく体験事業）	・・P 21	
		～31
選択事務 3 2 青少年健全育成情報交換会への参加	・・・・・	P 32
選択事務 3 4 青少年健全育成フェスティバルへの参加	・・・・・	P 33
選択事務 3 5 青少年健全育成のための巡回指導・環境浄化活動	・・P 34	
・巡回指導・環境浄化活動のためのQ & A	・・・・・	P 36

★ 「『青少年健全育成』取り組みの手引き」は長野市ホームページからも
ダウンロードできます。

長野市ホームページトップページ → 「青少年健全育成」で検索 → 令和7年度「青少年健全育成」取り組みの手引き

または

長野市ホームページトップページ → 「家庭・地域学びの課」で検索 → 令和7年度「青少年健全育成」取り組みの手引き

長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

(昭和62年5月制定 平成23年12月改定)

教育振興基本計画の施策体系

教育を取り巻く社会的背景が大きく変化し、行政や学校だけでは対応できない様々な複雑化・多様化した教育課題が増えていることから、本計画では、「協働」をキーワードとした取組を積極的に推進し、「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」を目指します。

施策体系の概要は、次のとおりです。

基本的方向1 生きる力を育成する学校づくりの推進

学校は、ひとづくりの場です。予測困難な時代の中、これまで取り組んできた「基礎学力の定着」や「子どもたちの実態や地域の特色を生かした学習」を更に充実させることで「自学自習の資質能力」の伸張を図ります。また、創造性や豊かな感性、たくましく生きるために健康・体力を育む、主体的で対話的な深い学びを通して、全ての子どもたちの知・徳・体を一体的にバランス良く育み、生きる力の育成を目指します。

特に、子どもたち一人一人がかけがえのない尊厳を持った個人として自立し、互いを認め合いながら学び合う包摂的な学校づくりを推進していきます。

そして、このような学びや学校づくりを推進していくために、教職員の資質・能力の向上を図る教職員研修を充実させていきます。

基本施策
1-1

学び続ける教職員の
資質・能力の向上

施策1-1-1 教職員研修の充実
施策1-1-2 働き方改革の推進
施策1-1-3 社会に開かれた学校教育と個別最適化された
学びの推進

基本施策
1-2

発達段階に応じた教育の
推進

施策1-2-1 乳幼児期の教育の充実
施策1-2-2 小・中学校の教育の充実
施策1-2-3 高等学校・大学等の教育の充実
施策1-2-4 幼・保・小・中・高の連携の推進
施策1-2-5 家庭・地域・学校の協働の推進
施策1-2-6 少子・人口減少社会に応じた活力ある
学校づくりの推進

基本施策
1-3

インクルーシブな
学校づくりの推進

施策1-3-1 一人一人を大切にし互いを認め合う教育の推進
施策1-3-2 特別支援教育の充実
施策1-3-3 多様な子どもや家庭に対する支援の充実

基本施策
1-4

安全・安心で健やかな
成長を支える学習環境の整備

施策1-4-1 安全・安心な学習環境の整備
施策1-4-2 健康の保持・増進

基本的方向2 共に学び合い育ち合う地域づくりの推進

家庭は、豊かな情操を培う場です。家族の多様化に伴い、基本的な生活習慣を身に付け、社会生活における規範意識を醸成し、細やかな心のふれあいで「絆」を育んでいくことができるよう家庭の教育力の向上と、親と子が共に育ち合うことを支える地域づくりを推進していきます。

また、子どもたちの「心身の調和のとれた発達と自立」を目指して、保護者同士や、地域、学校、PTAなど、様々な人々のつながりを深めながら、相互に協働し子どもたちの育ちと学びを支えていける地域づくりを目指します。

基本施策
2-1

協働を通じた教育力の向上

施策2-1-1 家庭の教育力の向上
施策2-1-2 地域の教育力の向上

基本施策
2-2

協働を通じた地域づくりの
推進

施策2-2-1 協働を通じた地域づくりの推進
施策2-2-2 放課後対策の充実

基本的方向3 生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

生涯にわたって学び続けることは、心を豊かにし、自己を高めることにつながります。

「人生100年時代」において、世代を超えて市民一人一人が主体的に学びに挑戦し探求していく機会とその環境を整備・充実させていくことで、市民一人一人の学ぶ意欲に応えるとともに、その学びを生かして地域づくりに関わることのできる環境づくりを推進していきます。

現代社会に対応した多様な学びの機会の充実、地域における歴史文化等の継承、持続可能な社会の担い手を育成する機会の充実などを通じて、全ての人が尊重され心豊かな生活を送っていくことのできる住民主体の地域づくりを目指します。

基本施策
3-1

豊かな生活につながる
生涯学習・社会参画の推進

施策3-1-1 人権尊重・男女共同参画の推進
施策3-1-2 多様なニーズに応じた学びの機会の保障
施策3-1-3 共に学び合う人・まちづくりの推進

基本施策
3-2

学びを支える
生涯学習環境の充実

施策3-2-1 生涯学習センター・市立公民館・市交流
センターの機能の充実
施策3-2-2 図書館・博物館その他生涯学習施設の充実

基本施策
3-3

魅力あふれる歴史文化遺産
の保存と活用

施策3-3-1 文化財の総合的把握と継承
施策3-3-2 文化財の保存・活用の推進

青少年健全育成に関する事務事業が目指すもの

● 直接的な事務事業 ～ 住民自治協議会が主体となって推進する事業

- ・選択事務 28 青少年健全育成集会等の開催
- ・選択事務 29 地域と学校の連携事業
- ・選択事務 30 家庭と地域の子育て講座の開催
- ・選択事務 31 地区における育成会活動の実施
- ・選択事務 35 青少年健全育成のための巡回指導・環境浄化活動

● 間接的な事務事業 ～ 市が市民参加型の事業を実施し、参加を促すことでの地域の事業推進を支援

- ・選択事務 32 青少年健全育成情報交換会への参加
- ・選択事務 34 青少年健全育成フェスティバルへの参加

青少年健全育成都市宣言(昭和 52 年 10 月 9 日宣言)の精神の実現

- 市民の英知を結集し、積極的に青少年の育成に努める。
- よい環境をつくり、たくましく明るい青少年の育成に努める。
- 自主性を確立し、連帯性に富む青少年の育成に努める。

長野市青少年保護育成条例(昭和 53 年 10 月 1 日施行)の趣旨の実現

- 市と市民が共に、青少年健全育成を阻害するおそれのある環境及び行為から青少年を保護することを目的とし、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努める。

長野市教育振興基本計画

長野市教育の基本理念「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」の具現化を図るため、教育施策の基本方向と基本施策を定めたもの。

選択事務 28

青少年健全育成集会等の開催

1 事務事業の目的・概要

各地区において、青少年の非行を未然に防ぐこと、及び携帯電話・インターネットの問題等、現在の青少年を取り巻く様々な課題を地域住民の皆様に認識していただくために、集会・講演会等を各地区の実情に応じて開催していただく事業です。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内 の方法等）

(1) 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び10月の「長野市青少年健全育成環境浄化強調月間」に合わせて開催していただくことが考えられます。

(2) 開催の例として、次のようなものが考えられます。

ア 青少年を取り巻く社会環境全般に関する講演会等の開催

イ 携帯電話・インターネット等による有害情報の危険性や情報リテラシー教育に関する講演会等の開催

ウ 地区の健全育成について議論する住民集会の開催

3 市の支援策

(1) 各地区の青少年健全育成を促進することを目的とする年2回の青少年健全育成情報交換会や、青少年健全育成フェスティバルを開催し、青少年の健全育成につながる情報提供を行います。

(2) 各地区における青少年健全育成集会の計画・立案時のアドバイザーや講師として家庭・地域学びの課職員の派遣、又は青少年健全育成地域サポーターの中から適任者を紹介します。

4 事務事業の実施にあたっての注意事項

(1) 集会・講演会等のテーマや講師等を決定する際に、地区内の学校やPTA、子ども会育成会とも連携を図っていただくようお願いします。

5 担当課 教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

直通電話 026-224-5082

FAX 026-224-5104

manabi@city.nagano.lg.jp

青少年健全育成集会開催のための基礎知識

1. 7月、10月の月間について

青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）

国においては、「子ども・若者ビジョン」等に掲げられた関連施策を強力に推進するとともに、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行防止等のための取組を進めるために、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定めています。

長野市青少年健全育成環境浄化強調月間（10月）

長野市では昭和52年10月9日に青少年健全育成都市宣言を、昭和53年10月1日には青少年保護育成条例を施行しました。これを期に、10月を「長野市青少年健全育成環境浄化強調月間」とし、期間中は青少年の生活環境浄化を図ることを目的に、青少年健全育成に係る市民意識の高揚を図るため、青少年健全育成フェスティバルを開催しています。

2. どんな内容の集会を開催すればよいのか

地域が抱えている青少年問題をはじめ、地域内のコミュニケーション、家庭のあり方、各種携帯端末、インターネット、TVゲームやSNS、薬物乱用等社会問題化している事柄、又は地域で考える子育てのあり方等をテーマに講演会パネルディスカッション形式等で討論するなど住民の意識の高揚に繋げてください。

また、大人対象だけでなく、青少年自身が参加できるイベント形式の集会を開催することも考えられます。まずは、集会の趣旨を明確にすることから始めてください。

3. 講師はどのような人を呼ばべきか

青少年教育や携帯電話・インターネットの分野などの知識を擁する方や、NPO法人、団体などが考えられます。

4. 学校との連携

各住民自治協議会の青少年育成担当の役員さんは、日頃から地区内の学校へまめに足を運び、児童・生徒を取り巻く生活環境に関する情報交換を行っておきましょう。そうした中から、集会のテーマとなるものが浮かび上がるものと考えます。

選択事務 29

地域と学校の連携事業

1 事務事業の目的・概要

地域と学校が、お互いの諸問題や課題を共有し、その解決のために連携を密にして相互理解や信頼を深め、諸事業や行事等を通して青少年の健全育成を図っていただく事業で、下記のような事業があります。

- (1) 地域ぐるみで青少年の健全育成に悪影響を及ぼす環境の浄化活動を行っていました。
- (2) 子ども会活動、環境美化活動等における子どもたちの健全な社会参加を支援していただきます。
- (3) 地区の青少年健全育成諸団体との連携を密にして、地域の青少年活動を推進していただきます。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内の方法等）

- (1) 開催時期は任意とします。
- (2) 地区の青少年育成担当者と学校で、地域の子どもたちに関する情報や意見交換の場を定期的に持つことが必要です。その上で、地区の実情に応じて青少年の健全育成のためにお互いにどのような連携・協力がとれるか検討していただきます。
- (3) 学校との話し合いの結果を地区に持ち帰り、住民自治協議会で取り組みを決定していただきます。

3 市の支援策

- (1) 地域と学校がどのようにかかわりを持ったたらよいのかわからないなどの悩みがある場合、アドバイザーとして家庭・地域学びの課職員を派遣したり、青少年健全育成地域サポートーの中から適任者を紹介したりします。
- (2) 各地区の青少年健全育成を促進することを目的とする年2回の青少年健全育成情報交換会や、11月8日に開催する青少年健全育成フェスティバルを通して、青少年の健全育成につながる情報提供を行います。

4 事務事業の実施にあたっての注意事項

- (1) 地域と学校がお互いに伝えたい内容は、普段から学校との意見交換の場で、伝達をしてください。

5 担当課 教育委員会家庭・地域学びの課

直通電話 026-224-5082

F A X 026-224-5104

manabi@city.nagano.lg.jp



地域と学校の連携事業のための基礎知識

「1 事務事業の目的・概要」についての詳しい説明は、次のとおりです。

(1) 地域と学校の連絡会を開催し、地域の子どもたちに関することについて情報や意見の交換を行っていただきます。

地域・学校連絡会はそれぞれの地域で「〇〇地区青少年健全育成連絡会議」「地区懇談会」「〇〇地域学校連携事業推進懇談会」というように様々な名称で呼ばれています。

参加メンバーは地区により異なりますが、主に学校・子ども会育成会・PTA・社会福祉協議会・地域公民館など、青少年健全育成に関わる代表の皆さんです。

連絡会では、子どもの健全育成について、主に次のようなことを行います。

- ア 学校の教育目標や重点を知り、地域の願い等とからめて、健全育成についての意見交換
- イ 学校と地域それぞれの役割や協力体制について検討、地域として協力できることなどの確認
- ウ 子どもの様子などの情報交換や課題解決に向けた具体的な対策を検討
- エ 学校の行事と地域行事の日程調整

(2) 学校の教育力を地域で活用、地域の人材による学校への協力等、学校と地域の協力・交流を深めていただきます。

具体的な協力・交流は次のとおりです。

ア 地域が「学校の教育的資源」を活用する例

- ・地域での地域・家庭の教育力向上に関する研修会、懇談会及び行事等での学校からの助言・指導
- ・青少年の社会体育活動のための学校施設の利用（体育館・校庭など）

イ 学校が「地域の教育的資源」を活用する例

- ・地域の自然や文化の教材化
- ・地域の教育施設（博物館・公民館等）、福祉施設などの活用
- ・地域の人材の活用
- ・地域の学校行事等への協力・支援

(3) 地域ぐるみで青少年の健全育成に悪影響を及ぼす環境の浄化活動を行っていただきます。

地域の青少年健全育成活動関係者や学校職員が参加して巡回活動などを実施します。地域の現状を認識していただくことが大切です。

(4) 子ども会活動、環境美化活動等における子どもたちの健全な社会参加を支援していただきます。

子どもの健全育成には、子どもが様々な体験活動を経験することが大切です。事業としては次のような活動があります。

ア 自然体験や社会体験など子ども自身が中心となる活動

イ 地域の伝統・文化の継承と発展を図る活動

・伝統的・文化的行事

・地域の生活文化伝承の学習

・地域の自然や歴史の学習

ウ 地域の生活環境を整える活動

・自然愛護（花を育てる、植樹）

・環境美化（道路・公園・河川・公共施設の清掃）

・地域の人間関係を深める（あいさつ運動、愛の声かけ運動）

エ 奉仕の精神を育てる活動

・清掃美化・勤労奉仕作業・資源回収など

・老人ホーム・福祉施設への訪問・福祉マップの作成など

オ スポーツを通しての異年齢・世代間交流への参加

※ 直接子どもが人やものと触れ合う体験活動が重要になります。

(5) 地域の青少年健全育成諸団体との連携を密にして、地域の青少年活動を推進していただきます。

各種団体で多くの青少年育成活動が実施されています。その中で、行事の実施日が重なったり、同じ内容の行事が複数の団体で実施されたりという問題も出ています。

・学校、地域、PTAが実施する事業を把握し、実施時期の調整や事業の共催を考えるなど、学校・地域・PTAでお互いに連絡調整します

・地区内の行事スケジュールを取り寄せ、「諸団体年間活動計画表」を作成します。

・地区内の委員会などで、各団体が実施する行事を確認し、行事の共催や各団体の協力のもと活動が充実できるようにします

・学校の窓口について

年度当初に地域の小・中学校を訪問していただき、校長と連携事業の内容について懇談し、推進について協力し合うことが大切です。

日頃から学校に足を運び、顔の見える連携が特に大切になります。次年度の行事についての情報交換もお願いします。

～ 地域と学校の連携を円滑に進めるために ～

地域と学校の連携事業Q & A

Q 1 地域と学校の連携を行う上でポイントになることはどんな点でしょうか？

地域には子ども会育成会をはじめとして、青少年の育成にかかる様々な団体が存在しています。こうした地域の団体・組織と学校を繋ぐコーディネーターの存在がポイントになります。

Q 2 どこがコーディネーター役を担えばよいのかわからないのですが？

現状、コーディネーター役を担っているところは、地区によってまちまちです。今後、住民自治協議会のなかで、青少年育成関係に携わる部門がそうした役割を担っていくことが考えられます。

Q 3 コーディネーターはどのような役割を担えばよいのでしょうか？

地域で青少年健全育成に係る行事や会議を計画する場合に、コーディネーターへ相談することで関係団体すべての日程調整が図れると良いでしょう。連携の窓口を一本化することが地域と学校双方の負担を軽くすることに繋がると思われます。学校側が地域に求めていること、地域が学校側に求めていること双方を、常に把握できていることが理想です。双方の要望のまとめ上げは、地域・学校の連絡会の場で話し合いを持つとよいでしょう。各学校の通学区は複数の行政区にわたっています。そこで、各住民自治協議会の組織形態や従来の組織との変更点について、学校側によく理解していただく必要があります。

Q 4 地域で行事を行う場合に、学校の行事と開催日が重なり子どもの出席率があがらないという声が聞かれますが、どのような対応策が必要でしょうか？

各学校では前年度のうちに次年度の年間行事計画表を作成しています。地区内の各学校にコーディネーターを通してお問い合わせいただき、学校行事と重ならないように日程を決めることが必要でしょう。

選択事務 30

家庭教育講座の開催

1 事務事業の目的・概要

各地域において、子どもの保護者及び地域住民を対象とした家庭教育講座を開催し、社会生活のルールやマナー、望ましい家庭教育のあり方について地域住民の皆様に見つめなおす機会を提供していただく事業です。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内の方法等）

- (1) 開催時期は任意です。
- (2) 地域住民の皆様を対象とした講演会等を開催していただきます。事業の例としては、次のようなものが考えられます。
 - ア 食育に関すること
 - イ 家庭教育の重要性に関すること
 - ウ 子どもを取り巻く諸問題に関すること 等

3 市の支援策

- (1) 講座開催計画・立案時に家庭・地域学びの課職員や青少年健全育成地域センターを派遣してアドバイスを行います。

4 事務事業の実施にあたっての注意事項

- (1) 講座のテーマ選択にあたっては、子どもの実態や地域の課題にあったテーマを検討することが大切です。

5 担当課 教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

直通電話 026-224-5082

FAX 026-224-5104

manabi@city.nagano.lg.jp



家庭と地域の子育て講座開催のための基礎知識

地域主催の「家庭・地域の子育て講座」について

家庭が地域と連携しながら子どもを育てる環境は、子どもたちの健全育成を図る上で大切なことです。

しかし、核家族化の進展に伴い、子育てのアドバイス等を受ける機会が減り、子育てに悩む親が増えているのが現状です。また、地域での子育てに関する情報交換や交流の機会も減少しています。家庭・地域の子育て講座の開催が、家庭・地域の連携の一助となると考えています。

1 開催主体及び開催単位

地域の実状に応じ、地域内の各青少年健全育成組織の主催で開催していただきます。なお、開催規模や開催単位は問いません。

2 参加対象者

すべての地域住民が対象です。

3 講座形式

講座形式は様々な形態がありますが、主に次のようなものが考えられます。

講演会、講義、座談会、ワークショップなど

4 講座内容

※下の講座を参考にしてください

過去に開催した講座

	テーマ	講 師
家庭の教育力	<ul style="list-style-type: none">・子どもを育てる親のあり方・子どもの育て方をどうしたらよいか・子どもの心がみえますか・親子のコミュニケーション技術・子どもの能力を伸ばすには・子どもがいるから苦労ができる	<ul style="list-style-type: none">・教員経験者・学識経験者・地区民生児童委員・子育てカウンセラー・市教育委員会指導主事
地域の教育力	<ul style="list-style-type: none">・子どもの育ちと地域や家庭の役割・子どもと心が通い合う家庭・地域のあり方・「家庭でする子育て」と「地域でできる子育て」・素直な気持ちで明るい笑顔・地域で子どもを育てる・みんなが守る、自分が守る	<ul style="list-style-type: none">・教員経験者・市教育委員会指導主事
ICT	<ul style="list-style-type: none">・インターネットと青少年のかかわり方について・携帯電話・インターネットと子どもの育ち・携帯・ネットの責任は誰にあるのか	<ul style="list-style-type: none">・市育成センター指導主事

食 育	<ul style="list-style-type: none"> ・何を食べる？誰と食べる？どう食べる？ ・子どもと食事 ・食育を通した子育てのあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野調理製菓専門学校 ・長野県農村文化協会 ・県立大教員
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の現状と課題 ・学ばなくなつた子どもたち ・特別支援教育と発達障がい ・保健室で出会う子どもたち 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員経験者 ・養護教員 ・県教育委員会特別支援教育課
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの命を守るには大人、児童は何をすべきか ・生きる力を培う ・親子で聞く動物の子育てについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野中央警察署 ・学識経験者 ・動物園関係者



選択事務 3 1

地区における育成会活動の実施

1 事務事業の目的・概要

子どもたちが、自然・社会・文化・スポーツなどの体験活動等を通じた異年齢集団との交流により、自分で考え、判断し、行動する力、豊かな心、体力や気力等を身につけるために実施していただく事業です。

また、子ども会のリーダーとなる子どもを育成するための研修会等の実施や、市主催の子ども会リーダー研修会への参加の声かけを行っていただく事業です。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内 の方法等）

(1) 各住民自治協議会の青少年健全育成担当の役員が、PTA関係者、子ども会リーダー（地区のリーダーとなる小学校5・6年生と中学生）、育成会関係者などと話し合いをし、地区全体の子どもたちが主体になって様々な体験活動に参加できるよう、また、地区の要望に合った体験活動ができるよう、計画・立案していくだくことが考えられます。

(2) 事業の例としては、次のようなものが考えられます。

- ア キャンプやウォーク・ラリーなどの野外活動
- イ 高齢者から伝承遊びを習うなどの世代間交流活動
- ウ 郷土地図づくりや街角調査探検隊などの調査活動
- エ クリスマス会、いも煮会、お泊り会などのお楽しみ活動
- オ 豆まきやどんど焼きなどの年中行事を行う社会活動
- カ 空き缶拾いや老人ホームの慰問などの奉仕活動
- キ 地区主催の子ども会リーダー研修会の開催 等

3 市の支援策

- (1) 各地区の青少年健全育成を促進することを目的とする年2回の青少年健全育成情報交換会や11月に開催する青少年健全育成フェスティバルを開催し、青少年の健全育成につながる情報提供を行います。
- (2) 「子どもわくわく体験事業補助金」があり、経費の一部を助成しております。
- (3) 地区の行事やお楽しみ会などで、長野シニアリーダーズクラブや成人指導者の会の派遣を行っております。

4 事務事業の実施にあたっての注意事項

- (1) 安全には特に注意をして実施してください。
- (2) 参加者全員が何らかの傷害保険等に入っていることを確認してください。

5 担当課 教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

直通電話 026-224-5082

FAX 026-224-5104

manabi@city.nagano.lg.jp



地区子ども会育成会活動のための基礎知識

現代社会では、家でテレビを見たり、ゲームばかりして他人との交わりが薄れる、あるいは一人っ子により兄弟姉妹とかかわる経験がなく、豊かな社会性が身に付かないなど、発育の中で妨げとなっている原因がいくつもあります。

「深く豊かな人間性を育む家庭教育・社会教育が明日を拓く深く豊かな人間性の実現に有効である」と、長野市教育の基本理念にも掲げるよう、家庭と社会（地域）との連携による、子ども会活動の体験が大変よいと考えています。

しかし、初めて地区で育成会役員になった方は、どのような活動を行えばよいのか戸惑う部分もあると思います。そこで、次の「子ども会育成会Q&A」を参考にしてください。

～初めて子ども会育成会役員になった方のために～

子ども会育成会Q & A

Q 1 子ども会とはどういう組織ですか？

子ども会とは、4歳以上、中学3年生までを対象にして構成される、地域を基盤とした異年齢集団のことです。かつて、各地域に自然発的に存在した子ども社会の代わりとなる組織です。子ども会には町単位の単位子ども会と、それらによって構成される地区子ども会があります。

Q 2 育成会とはどういう組織で、何をするのですか？

育成会とは、正しくは「子ども会育成会」といい、子どもたちが主体的に運営する子ども会活動を支援・援助する育成者の組織です。そのため、「育成会があって子ども会があるのではなく、子ども会あっての育成会である」と言われています。

Q 3 育成者とはどういう方のことですか？

保護者だけでなく、地域のすべての大人が子どもたちを育む育成者です。

Q 4 子ども会の組織はどうなっていますか。

子ども会の組織については、まず「子ども会会則」を決め、この会則に基づいて子ども会役員を選出します。一般に、子ども会には、会長・副会長・会計等の役員を置きます（地域の実状に合わせて）。役員が決まったら、会則に基づいて年間計画を立て活動を開始します。子ども会は本来子どもの自主性・主体性を養うための社会教育活動なので、あくまでも子どもたちを前面にした活動が大切です。（大人中心による行事計画立案は、決して、子ども会の主体性を育てるこになりません。）

Q 5 子ども会育成会の組織はどうなっていますか？

一般に、子ども会育成会長、副会長等の役員をはじめ、子ども会会員の保護者から構成されています。なお、子ども会育成会役員については、地域の育成者の中から選出し、任期2年をめやすに育成活動にあたっていただくことが望ましいといわれています。「1年ごとの改選では、望ましい子ども会育成会の運営は難しい」という声をよく聞きます。副会長→会長、会長→相談役、副会長→会長→相談役など、経験を確実に次の役員に伝えていける配慮をして、育成活動の継続的向上をめざしたいものです。

Q 6 年間の事業計画はどのように立てればいいのですか？

伝統的行事と、子どもの手による行事を区別して、子ども会育成会の年間計画を立てることが有効です。地区では、今まで恒例として行われてきた地域特有の行事や地域住民の多くが昔から参加してきた行事など、大人の計画・運営によって行われてきた行事が数多くあります。反面、子どもの主体性をうまく引き出すために、子どもたちが運営できる行事もアイデア次第でたくさんあるものです。子どもの負担を考えて、無理のないように計画しましょう。

- (子どもの手による行事の例) ・歓迎会 ・進級、入学祝いの会 ・ラジオ体操
 ・春夏秋冬のレクリエーション ・お泊り会 ・施設訪問 ・通学合宿等

Q 7 「子どもの手による子ども会」にするにはどうすればいいですか？

そのためには、次のような配慮が必要です。

- 上級生が中心になり、話し合いで計画を立て、活動の展開を子どもの手で進めさせる。
- 話し合いが進展しないときは育成者が助言し、それを基に子どもたちが考え、決める。
- 話し合いに時間がかかるても、内容や企画・運営方法等は子どもたちに任せる。
- 「子ども主体の行事」の計画や運営について、長野市シニアリーダー（高校生）を積極的に活用する。（話し合いのし方、計画の立て方、活動のアイデア等のアドバイス）
- 市主催の「子ども会リーダー研修会」に参加している地域のジュニアリーダー（中学生、小学5・6年生）を活用する。

Q 8 事業実施にあたって、注意することはありますか？

各行事の中で、できるだけ子どもたちの主体的活動の場を設けましょう。子どもたちが「参加してよかったです」「また来たい」「楽しかった」と思えるような行事を作っていきたいものです。育成者もいそがしい時代ですが、年に最低1回でも、子ども主体の行事が仕組めるよう取り組みたいものです。

また、活動中、子どもたちの安全確保について常に気を配るとともに、年度当初には、必ず保険に加入しておきましょう。

Q9 子ども会育成会役員が心がけたいことは何ですか？

- 年間を通して次のことに心がけたいものです。
- ① すべての行事の記録をとる。(次年度の活動の資料となる)
 - ② 子ども会活動に、地区役員や諸団体役員の参加・協力を依頼する。
 - ③ 子ども会活動においては、地域住民との世代間交流を図るよう努める。
 - ④ 子ども会活動に父親の参加を促し、両親でサポートできる体制を作る。
 - ⑤ 地域の子どもたちの健全育成を、地域全体で行うように働きかける。
 - ⑥ 市主催の「子ども会リーダー研修会」に、地域の小学5・6年生や中学生が参加するよう声かけをする。
 - ⑦ 任期中は、子どもたちの育成に、夢と誇りをもってあたり、子どもの努力、成長をきめ細かく評価する。
 - ⑧ 次年度役員への引継ぎは、こと細かに、十分に行う。(次年度の活動は、少なくとも今年度の90%のレベルから出発できるように配慮したい)

Q10 子ども会にかかわる地区全体の事業計画を立てる時、留意することは何ですか？

- 常に単位子ども会を育てることを意識して計画を立てる。
- 地区は、単位子ども会に人数割り当てをして地区行事に参加させるなどの拘束をせず、単位子ども会事業の実施を尊重する。
- 単位子ども会行事と地区行事が重ならないよう配慮するが、事業の共催により行事精選も考える。
- 各単位子ども会行事を評価し、表彰するなど、その活動の活性化を図る。
- 各単位子ども会育成会の活性化のため、インリーダー講習を計画的に行い、指導者養成に努力する。　※【インリーダー：子ども会内のリーダー】
- 地区内の青少年健全育成事業に、多数の育成者の参加を促す。
- ※【単位子ども会：地区育成会を構成する町等の単位の子ども会】

Q11 子どもの原体験の重要性が呼ばれていますが、どういうことですか？

原体験とは、遊びや諸活動の中で、自然の事物・現象に五感を通してふれ合うような「直接体験」で、これにより、自ら考え行動する態度や豊かに生きようとする態度・創造性が育まれる源になるといわれています。例えば、地域で大人の指導のもと、自分たちで竹を切ってきて、七夕飾りを作ることなども原体験の一つです。原体験は、子どもの心に一生刻まれ、自らの生き方にも関わるような重要な体験であるといわれています。

指導者として、「成人指導者の会」のメンバーを活用するのも効果的です。

市の支援策について

市では、地区で育成会活動が活発化するよう、次のような支援がありますので、ご活用ください。

1 長野シニアリーダーズクラブ

地区子ども会の核となる“子どもリーダー”を育成するために活動をしている「長野シニアリーダーズクラブ」所属の高校生(シニアリーダー)が、市内の子ども会・育成会からの派遣依頼に応じて出向きます。子どもたち自身が学び、考え、体験できるような活動となるように手助けをします。

※クラブ員減少のため現在受付停止中です。必要な場合はご相談ください。

(1) 派遣で指導できること

- ・集団ゲーム、レクリエーションの進め方についての指導
- ・子どもたちが企画するお楽しみ会や会議などの企画運営のアドバイス
- ・野外活動など危険が伴う行事での危険予知や救急処置のアドバイスなど(当日、中心となるのはあくまでも地区の子どもたちです。)

(2) 申請方法

「子ども会リーダー派遣申請書」を派遣希望日の1ヵ月前までに、家庭・地域学びの課または支所窓口へ提出してください。申請書に基づき担当する派遣リーダーを決定し、ご連絡します。決定後は派遣リーダーと地区のリーダーとなる小学生と中学生及び育成会役員との間で直接打ち合わせをお願いします。

2 長野市子ども会リーダー研修会

小学5・6年生、中学生、高校生を対象に行ってています。小学5・6年生、中学生をジュニアリーダー、高校生をシニアリーダーと呼び、各地区子ども会の子どもたちに模範を示す各リーダーを養成することを目的に、年6回開催を予定しています。

各リーダーが、各地区の子どもたちの「お兄さん・お姉さん」として、また、大人と子どもの「パイプ役・橋渡し役」として、子ども会活動の活性化のため、模範となるふさわしい考え方や態度を養うこと、技術や知識を習得することを目標としています。

各地区子ども会育成会等においても、子どもたちが積極的にリーダー研修会へ参加するようお声かけをお願いします。

(1) 対象者

- ・長野市内在住の小学5年生～高校生

(2) 令和7年度 研修日程

	日 程	研修内容（予定）
1	4月27日（日）	・道具を使わずに楽しめるレクリエーション ・コミュニケーションの取り方 など
2	6月8日（日）	・K Y T（危険予知トレーニング） ・野外炊飯（火のつけ方、ナの使い方等） など
3	9月20日（土）	・救急法 など
4	10月25日（土）	・子ども会活動における計画の立て方 ・会議の進め方 など
5	12月14日（日）	・一般参加者（小学4年生）とのふれあい交流 ・工作、レクリエーション など
6	令和8年 3月22日（日）	・話し合いの仕方（ディスカッション、グループワーク） ・人前での発表（プレゼンテーション）の仕方など

(3) その他

- ・地区の青少年育成担当者（保護者等）の皆様の参加・見学も可能です。

3 成人指導者の会

成人指導者は、各地区の子ども会・育成会などが主催・共催する事業等への派遣要請に応じ、遊びや工作の指導などを行います。

計画時から、内容・方法などのご相談に応じますので、家庭・地域学びの課へご相談ください。

(1) 対象者・派遣先

市内小学生・中学生が主となる、各地区の子ども会などが主催・共催する行事

(2) 派遣対象団体

ア. 子ども会育成会

※ 成人指導者派遣費用は、長野市が負担します。

イ. 住民自治協議会、公民館、小学校 P T A、子どもプラザ

※ 成人指導者派遣費用は、申請団体に負担していただきます。

(3) 派遣日

学校の春・夏・冬休みなどいつでも

(4) 派遣時間

原則 1 回あたり 2 時間まで（申請は 1 団体何度でも可）

(5) 派遣場所

市内の公民館、学校敷地内、公園など

(6) 申請方法

派遣希望日の 1 か月前までに、事前に家庭・地域学びの課へお問い合わせください。

市では、これら指導者を養成するための、各種研修を次のとおり開催しています。

4 成人指導者研修会

子どもの遊びや工作活動に関心と興味をもち、現に活動または活動しようとする方などを対象に開催しています。

(1) 主な研修内容

- ・指導者の任務、がん具等工作物の製作技術の習得と指導方法
- ・情報交換等研究と指導者・技術の資質向上
- ・講話（育成指導に関わる情報や技術等）

(2) 令和7年度 研修日程など

開催日： 5月24日（土）、7月6日（日）、8月24日（日）、
11月1日（土）、1月18日（日）

時 間：10：00～15：00

会 場：吉田公民館・柳原交流センター・大豆島公民館（※変更する場合がありますので、直接、お電話いただくなか、広報ながの、ホームページでご確認ください。）

持ち物：昼食、筆記用具など

※参加は無料ですが、交通費は各自ご負担をお願いします。

5 動く子ども広場「すこやか号」

集団活動を継続させ、下記のような体験から社会性・自主性・創造性を育てることを目的に、各地区の子ども会・育成会などが主催・共催する事業等へ派遣しています。

- ・高学年、低学年が、いっしょになって遊ぶ楽しさを体験する
- ・もの作りの楽しさを実感する
- ・仲間意識を高め、高学年は地区リーダーとしての自覚をもつ

(1) 貸し出しできる物

- ・遊び道具（竹馬、けん玉、こま、お手玉など）
 - ・工作用具（油性マジック、はさみ、カッター、ものさしなど）
- ※道具のみの貸し出しもできます。工作リストを参考にしてください。

(2) 対象者・派遣先

市内小学生・中学生が主となる、各地区の子ども会などが主催・共催する行事

(3) 派遣対象団体

住民自治協議会、子ども会、育成会、公民館、小学校PTAなど

(4) 派遣時間

原則1回あたり2時間まで（申請は1団体何度でも可）

(5) 派遣場所

市内の公民館、学校、公園など

(6) 注意事項

- ・工作 … 刃物を使用する工作は、小学校高学年以上が対象です。
- ・安全 … 申請者は子どもの安全確保に努めてください。
(保険等に加入してください。(32ページ参照))
- ・材料 … 工作の材料費などは申請団体で負担をお願いします。

(7) 申請方法

派遣希望日の1ヵ月前までに、事前に家庭・地域学びの課へお問い合わせください。申請書受理後、派遣者が決定したら承諾書及び派遣者の通知および工作でご準備いただきたい材料のリストを送付します。派遣終了後、報告書の提出をお願いいたします。

「すこやか号」派遣事業工作リスト			(令和7年4月現在)			
	作品・遊び道具 (対象年齢)	申請者で用意するもの 確認するもの	「すこやか号」より 貸し出しえできるもの	その他 (材料の準備 など)	マークはリサイクル工作です。 作品写真	工作時間めやす (準備・片付け含む)
1	紙皿ヒコーキ (高学年以上)	直径18cmの紙皿 2枚 割り箸 2膳 ビニールテープ ゼムクリップ セロハンテープ 木工用ボンド 3mm幅の輪ゴム 鉛筆・古新聞紙	カッターナイフ(大) カッター板 ものさし ゼロハンテープ台 三角ヤスリ はさみ 油性マジックセット			2時間
2	くるくるヘリコプター (小学生以上)	コピー用紙 ゼムクリップ(中) 鉛筆・古新聞紙	ものさし はさみ又はカッターナイフ 油性マジックセット			1時間30分
3	紙ブーメラン (小学生以上)	板目表紙(厚さ0.7mmくらい) 3cm×14cm 3枚 ゼロハンテープ ビニールテープ 鉛筆・古新聞紙	ホチキス はさみ 油性マジックセット ものさし ゼロハンテープ台 組み立て用台紙			1時間30分 (遊び方も含む)
4	十字ブーメラン (小学生以上)	板目表紙(厚さ0.7mm) 3cm× 24cm 2枚 鉛筆 古新聞紙	ホチキス 油性マジックセット ものさし カッターナイフ カッター板 組み立て用台紙			1時間30分 (遊び方も含む)
5	牛乳パック 丸型形フリスピー (小学生以上)	1ℓの牛乳パック(牛乳以外の飲物でも可) (必ず縦ざじを切り開いたもの) 1枚 新聞紙(見開き分) 1枚 布テープ(数色分あると良い) ボールペン 画鋲(一人1個) 両面テープ	はさみ カッター板 ものさし 油性マジックセット			1時間30分
6	スーパー紙トンボ (小学生以上)	空の牛乳パック(中を洗って開いて乾かしたもの) つまようじ・ストロー 竹ぐし (直径3mm×15cm、または2.5mm×13.5cm) 瞬間接着剤 鉛筆・古新聞紙	はさみ カッターナイフ、カッター板 ものさし 千枚通しまたはキリ 油性マジックセット 黒マジック 型紙(講師)	空き缶か コップはバランス チェック用 発泡スチロールはさし台として 使用		1時間30分
7	CDこま (小学生以上)	ビー玉(丸)14mm 1個 CD 1枚 両面テープ 厚紙13cm角1枚または広告紙 タピオカストロー(1本で3個作れる) 鉛筆・古新聞紙	マジック(太) ものさし コンパス はさみ カッターナイフ(大) カッター板	※購入先は要 相談		1時間30分
8	ぐにゅぐにゅ風 (高学年)	ボリ袋またはビニール袋 4mm角ひのき(長さ45cm) 2本 つまようじ 5本 たこ糸(揚げ糸) ゼロハンテープ 鉛筆・古新聞 PPテープ	ゼロハンテープ台 はさみ 油性マジックセット カッターナイフ	PPテープは 扇の足に使 うので平た いものを用 意		2時間
9	ステンドグラス (フレーム使用) (小学生以上)	写真用などのフレーム(A4) 1枚 (B5でも可) アルミホイル(家庭用をカット)1枚 ゼロハンテープ 鉛筆・消しゴム・古新聞紙 各種下絵	ゼロハンテープ台 油性マジックセット グレー、ベージュの油性 マジック 黒マジック(太) ものさし 各種下絵の原本	写真用などの フレームは、 枠とプラス 裏表紙付のもの で100円 ショップなど にあるもの。 ガラスではな くフラッシュ のもの。		2時間

						
10	万華鏡 (高学年以上)	ペーパー芯 (トイレットペーパーなどの物で、直径4cm位) 1本 透明プラスティック板 (B4版を4分割したもの) 1枚 (※1枚から4人分となる) 黒色の紙(折り紙なら1人分 1.5枚) ビーズ 3~4種類 色形大小取り混ぜる 千代紙又は折り紙 (15cm×ペーパー芯の長さ) 1枚 セロハンテープ 両面テープ (1cm幅) 鉛筆・古新聞紙 半透明のスーパーなどの袋	カッターナイフ(大) カッター板 セロハンテープ台 はさみ ものさし 黒マジック(細)	直径4cmであればラップなどの芯でも可 スーパーの袋は1人、一辺5cm角1枚使用		2時間30分
11	ミラクルシャボン玉 (高学年以上)	ミラーテープ (厚さ0.04mm幅1.8cmのもの) 7色 ストロー(径4mm) 長さ4.5cm 竹ひご(径3mm) 長さ18cm セロハンテープ 両面テープ (幅2cmまたは1.5cm)	ものさし はさみ カッター・カッター板 黒マジック(細) セロハンテープ台 1つ穴パンチ			2時間
12	割り箸鉄砲 (高学年以上)	割り箸 1人2膳と1本(2人分で5膳) 輪ゴム(普通サイズの細いタイプ) 1人 10本位 鉛筆・古新聞紙	カッターナイフ カッター板 ものさし 三角ヤスリ 油性マジックセット			2時間
13	糸電話 (小学生以上)	紙コップ(1人2個) たこ糸(1人4~5m) セロハンテープ つまようじ 古新聞紙	はさみ カッターナイフ、カッター板 ものさし 油性マジックセット セロハンテープ台 (番号の図案)			1時間30分
14	ストーンアート (幼保育園以上)	平面が平らで絵が描きやすい石 木工用ボンド 刷毛 使い捨てウエス(布切れ) 古新聞紙	黒マジック(太) ホスカ			1時間30分
15	パクパク人形 (小学生以上)	 空の牛乳パック(1000ml)、中を洗って乾かしたもの。 *底を使うので開かないこと 普通紙(140mm×300mm) 1枚 赤い色紙(150mm角) 1枚 木工用ボンド 古新聞紙 (白ボタンで小さいもの(古いワイシャツなどのもの1人2個)	油性マジックセット はさみ カッターナイフ			2時間
16	ピックリコップ (小学生以上)	紙コップ ぬれた傘を入れる時に使う細長いビニール袋またはポリエチレン手袋 セロハンテープ ストロー 1本(曲がるもの) 鉛筆・古新聞紙	はさみ 油性マジックセット 千枚通し セロハンテープ台			1時間30分
17	輪投げ用輪 (天使の輪) (小学生以上)	 A2サイズの広告の紙、包装紙 編み棒又は竹ひご 速乾性ボンド又はセロハンテープ		A2 (594mm×420mm) 編み棒、竹ひごは紙を巻くためのもの		1時間
18	折り紙 (風車含む) (年齢は作品による)	折り紙 (広告の紙など)	はさみ 等 ※作るものにより異なるので要確認!			2時間
19	バルーンアート (高学年)	バルーン 目玉用シール ※購入先は要相談	ポンプ 小 30個 中 2個 大 2個 ものさし	暑い時期は風船が割れやすいため避けた方が良いことも		30分～ 2時間
20	しゃくとり虫 (小学生以上)	白画用紙、色画用紙 飾り用折り紙、輪ゴム のり、セロハンテープ	はさみ セロハンテープ台 油性マジックセット			1時間30分
21	クルクルまわるツバメ (小学生以上)	画用紙、セロハンテープ 凧糸(50cmくらい) クリップ(曲げやすい色付きのものが良い) ビーズ玉(8mmくらい) 割り箸(割った1本で10cm)	はさみ、ラジオベンチ セロハンテープ台			1時間

22	のぼりざる ～さる以外にも 色々あります～ (小学生以上)	画用紙、セロハンテープ台 糸 (1mくらい) ストロー (4cm)	はさみ セロハンテープ台			1時間
23	魔法の笛 (小学生以上)	 牛乳パック (側面1枚) 半透明で透けるビニール5cm×5cm セロハンテープ 両面テープ5mmと1cm (又は 1.5cm) キラキラ折り紙かキラキラテープ各 色	筆記用具 (ボールペン、 黒マジック細など) ものさし カッター、カッター板			1時間
24	牛乳パックランタン (小学生以上)	 牛乳パック (1L) 両面テープ LEDキャンドル (ボタン電池入り) 紐、色付きセロハン (あるといい) 筆記用具 古新聞	ものさし はさみ カッター、カッター板 油性マジックセット 一つ穴パンチ 千枚通し	牛乳パックは 事前に印刷面 を剥がしてお くといい。		1時間
25	ゴロゴロおばけ (小学生以上)	 ペットボトル (500ml) 1個 キャップ2個 ビー玉1個 輪ゴム3本 鉛筆 紙 (A4用紙の4分の1) セロハンテープ	小刀またはカッター カッター板 はさみ 油性マジック (赤・黒)			1時間
26	パネルシアターの 公演 (幼保育園以上)	暗幕カーテン等があり、暗くできる 部屋がある場合はブラックパネルシ アター [※] を用意	パネルシアター 一式セット	パネルシア ターには 『歌』『お		30分～ 2時間
27	ネイチャーゲーム (小学生以上)		ネイチャーゲーム一式 (成人指導者の会で保 管。成人指導者の派遣と ともに貸し出し。)			1時間～ 2時間
28	バルーンアート ふーちゃん	バルーン 目玉用シール ※購入先は要相談	v			
	貸出遊具↓					
	けん玉 (小学生以上)		けん玉41個 (うち1個左利き用) ※ (うち認定けん玉16個)	※認定…日本けん玉協 会公認のけ ん玉		
	竹馬 (小学生以上)		竹馬(大3) (小3) 木づち	合わせて 6セット		
	こま・ヨーヨー (小学生以上)		こま (ひもつき14個、 手回し大7個、どんぐり こま8個) ヨーヨー (約30個)			
	お手玉 (小学生以上)		お手玉			

6 長野市子どもわくわく体験事業補助金

長野市内の各地区青少年健全育成諸団体が、子どもの健全育成を進めるために実施する子どもの体験活動を内容とする事業に対し、その経費の一部を補助することによって、子どもたちにとって有意義な体験活動の機会が増えよう支援することを目的としています。

(1) 対象団体

- ア 各地区的住民自治協議会
- イ 単位子ども会育成会
- ウ 地域公民館
- エ 小中学校単位 P T A
- オ その他青少年の健全育成に資する団体として教育委員会が認める団体

(2) 対象となる事業・活動

- ア 子どもを対象とする体験活動であって、下記の内容のもの
 - ・自然体験活動（キャンプ、自然観察、魚つかみとり体験など）
 - ・生活体験活動（調理体験、自炊体験、宿泊体験など）
 - ・歴史伝統知恵の継承活動（しめ縄作り、神楽体験、地区の史跡めぐりなど）
 - ・科学・工作体験活動（科学実験教室、工作教室、凧作り、木工体験など）
 - ・その他、子どもの健全育成に資すると認められる、子どもの手による体験活動
- イ いずれの活動も「地域の子どもたちの異年齢集団活動」、「地域の子どもたちと大人が広く世代間交流できる事業・活動」、「子どもが自主的に企画・運営に参加する事業・活動」などであること
- ウ 子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上であること
- エ 補助の対象となる経費が、5,000円以上の事業・活動であること

(3) 補助対象経費

- ア 材料費（食材以外）、食材費、報償費、使用料・賃借料及び印刷製本費（30ページ参照）
 - イ 全ての経費について、子どもの活動に関するもののみ対象とする（大人的施設利用料、スキーリフト券等は対象外）
- ※子どもとは、満4歳～中学3年生までの者をいう
- ※備品費、交通費（自家用車・バス・トラックの燃料費や賃借料も含む）、物品等個人からの借用品に対する謝礼は補助対象外とする

(4) 補助金の額

補助金対象経費の3分の2以内とし、かつ1事業につき10万円を限度とする。（千円未満は切り捨て）

なお、補助金の申請回数は1団体につき年2回までを限度とする。

(5) 対象とならない事業・活動

- ・別団体（実行委員会を含む）が主催する行事へ参加するだけの事業・活動
- ・地区全体の人向けの行事に参加する事業・活動（主に大人を対象とした事業へ子どもが参加するようなもの）
- ・ドッジボール大会などのスポーツ活動（ただし、スキー・スケートは地域特性を活かした活動のため、対象とします）
- ・バーベキュー・お楽しみ会・すいか割り大会・花火大会・クリスマス会、果物狩りなどレクリエーション・レジャー要素が高い事業・交流活動
- ・工作キット（ドライバーなどの工具等または素手で簡単に組み立てられるようなもの）を作るだけの事業・活動
- ・映画、演劇、マジック等を鑑賞する事業・活動
- ・他の補助金などの交付を受けている事業・活動
- ・学校の宿題を行う勉強場所の提供的な事業・活動
- ・学校教育・職業体験を目的として行う事業・活動（P T Aバザーを含む）
- ・参加募集の際に、学年または年齢で制限すること
- ・同一事業について、複数団体から申請すること

(6) 申請について

提出期限（事業実施日の1ヶ月前かつ最終期限1月末）までに下記の書類を提示してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）（所定様式）
- ・事業実施計画書（所定様式）
- ・収支予算書（所定様式）
- ・参加者募集チラシ ※案でも可
- ・債権者登録申請書（初めて申請する場合、または、代表者、振込口座（口座番号・名義等）が変わった場合は必要）

(7) 報告について

事業実施後15日以内に下記の書類を提出してください。

- ・事業実績報告書（様式第4号）（所定様式）
- ・事業実施報告書（所定様式）
- ・収支決算書（所定様式）
- ・領収書等の支出関係書類（必ず品目・数量・単価がわかる明細（レシート等）を添付）
- ・活動写真（子ども自ら活動している様子が分かるもの）
- ・参加者名簿（参加者全員分の名簿を揃えることが困難な場合は、5名分の氏名等を記載し、残りは参加人数のみの記載でも可とします）
- ・地区に配布した事業開催通知
- ・補助金交付請求書〔様式第5号〕（所定様式）

補助の対象となる経費、ならない経費一覧

経費区分	対象となる経費の一例	対象とならない経費の一例
材料費 (食材以外)	工作用材料（木材、紙、針金等） 陶芸用粘土・わりばし・紙皿等 ※一人当たり 2,000 円までを補助対象経費の上限とする	参加者個人に供するもの（スケッチブック、絵の具セット等）花火・スポーツ用品、工作材料などの予備用品、保険料、手数料、送料など
食材費	調理体験・宿泊自炊体験・野外炊飯・キャンプに使う食材・魚つかみの魚代	飲み物・果物・弁当・菓子・調理済み食品（おにぎり・てんぷら・ケーキ等）バーベキューの食材
報償費	体験活動講師謝礼 スキー・スケート等インストラクター謝礼 ※一人当たり日額 5,000 円までを補助対象経費の上限とする（その活動を職業としている講師・団体を除く）	参加者への景品・賞品 小・中学校への謝礼 自家用車・物品等個人からの借用品に対する謝礼
使用料・賃借料	子どもの青少年施設等使用料・入場料 子どものスキー券・スケート場の入場料 レンタル業者からの物品賃借料（もちつき・野外炊飯道具等） 陶芸焼成代（陶芸窯使用料） ※一人当たり 2,000 円までを補助対象経費の上限とする	スキー・スケート用具レンタル料 観賞用映画・ビデオ等レンタル料 保険料・振込手数料・施設への謝礼 バス・材料運搬用の賃借料・燃料費
印刷製本費	用紙代、インク代 案内チラシ等印刷（コピー）代 活動記録写真現像料	事業と直接関係のない資料印刷（地区的配布物等）

※大人分の経費については、全て対象外です。

※食材については、自然体験活動（キャンプ等）や料理教室など体験活動を事業目的とし、子どもたち自らが調理する場合に限ります。

※参加募集の際には、学年または年齢で制限しないことが条件となります。

※事業の下見に係る経費は対象外です。

※その他、対象事業・対象経費などご不明な点は、家庭・地域学びの課(224-5082)へ事前にご相談ください。

保険について

子ども会活動に参加するすべての子どもたちと育成者・指導者は、安全確保に努めなければなりません。そのため、何らかの補償が受けられる制度に加入する必要がありますので、各地区で確認をお願いします。

○全国子ども会安全共済会

あらかじめ定められた事業計画である子ども会活動及びその活動の往復途中の事故について、負傷・疾病・後遺障害・死亡・賠償責任に見舞金を支払う制度です。長野県子ども会への登録が必要となります。(⇒※1)

加入者 … 地区住民自治協議会、地区住民自治協議会の中で加入を

希望する単位子ども会が集まる任意組織

加入の単位 … 子ども（幼児～高校生）、指導者

会費 … 一人 150 円（4月～9月加入）

※ 10月以降の加入は一人 140 円です。

※1 長野県子ども会登録の問い合わせ先

〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1

長野保健福祉事務所 2F

（一社）長野県子ども育成連合会

TEL 225-0126・FAX 225-0133

メール：ngnkenkodomokai@cyber.ocn.ne.jp

○地区住民自治活動保険

あらかじめ計画で定められており、住民自治協議会が承認している事業について、住民自治協議会の活動はもとより、区や自治会の活動も含んで、傷害や損害賠償に対して補償されます。詳しくは、各地区住民自治協議会へお問い合わせください。

選択事務 3 2

青少年健全育成情報交換会への参加

1 事務事業の目的・概要

各種青少年団体の市連合組織が解散となり、それらが担ってきた地区での活動が住民自治協議会へ移行されたことに伴い、各地区の青少年健全育成に関する活動状況について情報交換等を行うとともに、国や県の動向を地区へお伝えし、より一層の青少年の健全育成を図る場として開催するものです。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内の方法等）

(1) 年2回開催する予定です。支所等を通じて住民自治協議会あてに、開催日程をご案内いたします。

会場の都合がありますので、参加する人数は各住民自治協議会において会議のテーマに関して熟知した方で数名とさせていただき、出席者の取りまとめをお願いいたします。

(2) 情報交換会で行われる内容は以下のことを予定しております。

ア 各地区における青少年健全育成の今後の方向性について相互の情報交換
イ 各種青少年健全育成に関する情報の提供（市及び国・県等からの情報
伝達等）

3 事務事業の実施にあたっての注意事項

(1) 各地域における青少年健全育成活動がより一層充実するように、できるだけ多くの皆様のご参加をお願いいたします。

(2) 情報交換会において取り上げて欲しいテーマがありましたら、家庭・地域学びの課へお知らせください。

4 担当課 教育委員会家庭・地域学びの課 直通電話 026-224-5082

F A X 026-224-5104

manabi@city.nagano.lg.jp

○ 令和7年度 青少年健全育成情報交換会 開催計画

- ・第1回 5月17日（土） 会場：ふれあい福祉センター
 - ・第2回 11月22日（土） 会場：ふれあい福祉センター
- いずれも時間は午後1時30分～3時45分（予定）

選択事務 3 4

青少年健全育成フェスティバルへの参加

1 事務事業の目的・概要

近年、さまざまな社会情勢の変化に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。次代を担う青少年の健全育成の重要性を市民の皆様に再認識していただき、各地区の青少年健全育成活動に活かしていただくために、市が主催する青少年健全育成フェスティバルに参加していただくものです。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内の方法等）

- (1) 毎年度 10 月頃に開催いたします。※令和 7 年度は会場の都合で 11 月 8 日（土）長野市若里市民文化ホールにて開催。
- (2) 支所等を通じて住民自治協議会あてに、開催のご案内をします。会場準備の都合がありますので、住民自治協議会において青少年健全育成を担当する部会員の範囲で、参加する人数の報告をお願いいたします。

3 市の支援策

- (1) 青少年の健全育成全般に関するテーマの中から、市民の皆様の関心が高い内容で講演等を開催するとともに、青少年向けのイベントも同時に開催いたします。
- (2) 開催に併せ、青少年健全育成の啓発に関する資料等を配布しますので、地域での活動をご利用ください。また、市報等で全市民に対して開催の周知を行います。

4 事務事業の実施にあたっての注意事項

- (1) 会場へはできるだけ公共交通機関を利用してご来場ください。
- (2) 大会は、青少年問題に关心を持つすべての市民を対象として開催するものです。地域で周知をしていただきますようお願いいたします。

5 担当課 教育委員会家庭・地域学びの課 直通電話 026-224-5082

F A X 026-224-5104

manabi@city.nagano.lg.jp

選択事務 3 5

青少年健全育成のための巡回指導・環境浄化活動

1 事務事業の目的・概要

青少年の健全な育成を図るため、これを阻害する恐れのある環境及び行為から青少年を保護することを目的として実施していただくものです。

巡回指導活動は、青少年が集まりやすい場所などを重点的に巡回して、非行を未然に防ぐための活動です。

環境浄化活動は、青少年の健全育成を阻害し、非行の誘因となるような有害環境を浄化するための活動です。

2 事務事業の実施方法（時期やご案内 の方法等）

次のような事業（活動）が考えられます。実施回数や時間などは、地域の実情に応じて計画してください。

- (1) ゲームセンター や公園等を巡回し、“愛の声かけ”（思いやりのある温かな声かけ）を行うことにより、不良行為少年の早期発見・早期指導はじめ、青少年の非行・被害を防止すること。
- (2) 図書類（書籍、雑誌、ビデオディスクなど）・酒類・タバコの販売店、コンビニエンスストアなどを巡回し、上記1に記載の「長野市青少年保護育成条例」の目的の実現に向けて、店舗などに対し理解と協力をお願いすること。
- (3) 地域での集会や地区の広報紙などで、青少年の健全育成について、周知・啓発を行うこと。

3 市の支援策

- (1) 地域からの申し込みによって、少年育成センター職員を派遣し、巡回指導に関する助言を行います。
- (2) 地域で計画・実施する巡回指導に少年育成センター職員が同行し、情報交換などを通して、巡回指導や環境浄化活動への理解を深めていただきます。
- (3) 事業の実施に伴って、問題となる事例が発生した場合は、地域や関係機関と連携して、問題の解決に当たります。
- (4) 各地域の活動状況などの情報を「育成センターだより」に掲載するなど、青少年を取り巻く環境問題と解消に向けた取り組みについて情報発信を行います。

- (5) 少年育成センターでは、地域で巡回指導・環境浄化活動に関わっていただく皆様を対象にした研修会を開催します。

4 事務事業の実施にあたっての注意事項

- (1) 巡回指導・環境浄化活動の実施にあたっては、地域の理解と協力を得ながら危険を避け、安全に配慮して行ってください。
- (2) 地域における環境浄化活動の中で、店舗などが協力依頼を受け入れてもらえない場合は、「長野市青少年保護育成条例」の規定に基づく立入調査を実施するなど、地域と連携を図っていきますので、少年育成センターへご連絡ください。
- (3) 巡回指導等の結果については、記録を残しておくことをお勧めします。

5 担当課 教育委員会家庭・地域学びの課 少年育成センター

直通電話 026-228-8547

F A X 026-224-0109

ikusei@city.nagano.lg.jp



巡回指導・環境浄化活動のためのQ & A

1 巡回指導・環境浄化活動は必要なのでですか。

- 近年のめまぐるしい社会の変化は青少年を取り巻く社会環境をも大きく変化させています。とりわけ、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある雑誌・DVD・ゲームソフト等が氾濫し、更には情報通信の発達と共にインターネット・SNSなどのコミュニティーサイト、携帯電話を使った犯罪や被害、薬物乱用など大きな社会問題となっています。
- 県下の少年非行の状況をみると、初発型非行である万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領が多く見られます。
- 平成21年度までは、長野市において少年育成委員協議会を組織し、「愛の声かけ」を中心に巡回指導をし、不良行為少年の早期発見・早期指導及び環境浄化のために成果を上げてきています。この組織が廃止になった今も巡回指導は青少年の健全育成のために大切なことと考えます。

- * 愛の声かけ : ① 声かけは笑顔の挨拶から
② 声かけから心が通い合う
③ ユーモアは心を開く潤滑油
④ 同じ目線で安心感
⑤ お説教は逆効果
⑥ さよならはお互いに気持ちよく

2 巡回指導はどのようにしたらよいのですか。

- 街頭の見回り活動を中心とし、同時に「愛の声かけ」をお願いします。
また、図書類・酒類・タバコ販売店（コンビニエンスストア）等では、長野市青少年保護育成条例について啓発活動も行えると望ましいです。
- 腕章やタスキ・名札（身分証明書）等については、必要な場合は各住民自治協議会で準備をお願いします。

3 どんな場所を巡回したらよいですか。

- コンビニエンスストア・書店・量販店・カラオケ店・遊技場・公園・学校・児童館・交番等地域の実状に応じた場所を巡回することをお勧めします。

4 実施回数と実施時間はどのくらいがよいでしょうか。

- 回数や時間は、それぞれの地区の実状に応じて実施してください。

5 青少年とはどんな接し方をしたらよいか不安ですが。

- まずは勇気を出して「愛の声かけ」をしましょう。はじめて巡回指導に当たる方には、少年育成センターでの研修会を計画しています。なお、地区から要請があれば少年育成センターから出向いて一緒に巡回の方法について指導をいたします。
- 少年育成センターでは、巡回指導等に関する研修会を計画しています。

研修内容

- ・ 長野市青少年保護育成条例について
- ・ 愛の声かけと巡回指導の心構えについて
- ・ 巡回指導の実際
- ・ 少年非行や被害の概況について
- ・ ネットトラブルにあわないために 等

6 地区では巡回指導をする予定がないのですがよいでしょうか。

- 巡回指導以上に重点をかけなければならない事情のある地区は止むを得ません。しかし、青少年の健全育成の上からも大変大事な活動でありますので、人數や回数にこだわらず実施できる方向で検討していただくことが望ましいです。事情があり巡回が困難な地区におきましては、少年育成センターへご相談ください。

7 巡回指導日誌は、記入する必要がありますか。

- 巡回指導日誌として作成が必要ということではありませんが、「地区だより」等で地域住民に啓発をする場合にはメモ程度でも記録を残しておいていただくとよいと思います。また、「育成センターだより」に掲載をお願いする場合や県や市の調査に関してはご協力をお願いします。

8 学校との連携はどうしたらいですか。

- 各学校には学校少年育成委員がいます。巡回の際は学校へも訪問したり、時には一緒に巡回したりするなどお互いに情報交換をする機会を設けていただけると、活動の効果が上がると思います。

9 事業者へのお願い活動で改善されない場合や要望を聞き入れていただけない場合、または困ったことが発生したらどうしたらよいでしょうか。

○ 少年育成センターでは、地域と情報を共有し、密接に連携を図って活動を進めたいと考えています。解決に困難な問題についても少年育成センターにご相談ください。少年育成センターでは青少年保護育成条例の規定に基づく立入調査をすると共に地域と協力して課題の解決に当たります。

問い合わせ先

長野市教育委員会事務局 家庭・地域学びの課 青少年担当

TEL 224-5082 • FAX 224-5104

e-mail : manabi@city.nagano.lg.jp